

なかもとひろを  
2021 年度 中本博雄賞「海外留学支援事業」募集要領

1. 目的：

中本博雄賞は、中本博雄氏の「日本人で向上心止みがたく、経済的に恵まれず、特に優秀で、日本国及び外国に貢献する強烈な執念を持ち続けられる九州大学の学部学生が、学生時代に海外留学を経験することで、将来、国際社会で活躍するための第一歩を踏み出してほしい」とのご意向から九州大学基金に寄附された資金を活用し設立された。

これを受け、留学を希望する学部学生のうち、学業成績が優秀であるものの経済的に留学が困難な者が、留学資金を心配することなく海外の大学で学修活動等に励み、異文化理解や国際理解を深め、また国際経験を積み、将来、国際社会で活躍できる人材となるように支援するために海外留学支援金を給付する。

2. 支援対象者：

次の全てを満たす学部学生。

(1) 2021年4月1日～2022年3月31日の間に、原則1ヶ月(31日)以上の期間、九州大学が学生交流協定(大学間/部局間)を締結している海外の大学への交換留学、あるいは本学主催短期プログラムでの留学を開始する者又は予定している者。 ※日本国内におけるオンライン留学は支援の対象としない。

(2) 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難で、次に掲げる①もしくは②の要件を満たす者。

①申請時に全額、半額、3分の1、3分の2または4分の1の額のいずれかの授業料免除を受けている者。新型コロナウイルスの影響による緊急授業料免除を受ける者も含む。

②申請時に日本学生支援機構が実施する給付型奨学金もしくは第一種奨学金を受給している者

※第2回目締切分については、①②とも授業料免除、給付型奨学金もしくは第一種奨学金に申請中の者も応募可とする。

(3) 申請時のGPAが2.5以上の者

(4) 日本国籍を有する者

なお、申請にあたっては、中本博雄氏の意向を十分に理解したうえで申請すること。

3. 支援額/支援人数：

(1) 支援額：留学先、留学期間に基づき以下①②の奨学金を支給する。

①奨学金：月額10万円 ただし、1ヶ月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しない。

②準備金：以下の区分表に基づく渡航先に応じた額

| 区分  | 準備金  | 地域                                 |
|-----|------|------------------------------------|
| 区分A | 5万円  | 台湾、大韓民国                            |
| 区分B | 10万円 | 中華人民共和国、東南アジア                      |
| 区分C | 15万円 | 南アジア、北米(ハワイ)、太平洋諸島、モンゴル、ロシア(極東)    |
| 区分D | 20万円 | オセアニア                              |
| 区分E | 25万円 | 北米(ハワイを除く)、ヨーロッパ、ロシア、中東、中米、南米、アフリカ |

(2) 支援人数：10名程度

なお、予算に応じて剰余が生じた場合は、追加募集を行う。

#### 4. 申請方法：

所定の申請書類を工学部教務課メールアドレスへ電子データで提出すること。

Email：kotkokusai@jimu.kyushu-u.ac.jp

※申請時の留学先、留学期間によって支援額上限が確定するため、留学先のアカデミックカレンダーなどを確認のうえ、記載すること。

#### 5. 申請締切：

第1回：2021年2月19日（金）17時

第2回：2021年6月4日（金）17時

※採否結果は申請締切の翌月を目途に通知予定。第1回の申請状況により、第2回の募集を行わない場合がある。

#### 6. 選考方法：

所属学部からの推薦に基づき、国際交流専門委員会委員長が、国際交流専門委員会学生海外派遣（留学）選考委員会の審議を経て決定する。

#### 7. 支援金支給方法：

奨学金は、原則月毎に支給する。ただし、開始月の奨学金及び準備金は、留学開始月の翌月に支給する。

#### 8. 採用者の義務：

- (1) 渡航後1週間以内に往路航空券の写しを提出し、帰国後1ヶ月以内に、留学成果報告書（所定様式で電子データにて提出）及び復路航空券の写しを提出すること。なお、留学成果報告書は本学から寄附者に提供する。
- (2) 中本博雄賞の授与式や寄附者との懇談会等が開催される場合は、原則出席すること。

#### 9. 留意事項：

- (1) 奨学金の用途に定めはないが、海外留学保険代、ビザ取得費、渡航費及び現地滞在費等、留学に要する費用に充てること。
- (2) 「8. 採用者の義務」を履行しない者には、本支援金の返納を求める。
- (3) 留学計画に変更があり、予定していた留学期間を短縮する場合は、「留学計画変更届」（所定様式）を提出すること。なお、実際の留学期間に応じて支援額を減額する。
- (4) 留学計画に変更があり、予定していた留学期間を延長する場合は、「留学計画変更届」（所定様式）を提出すること。なお、留学期間を延長しても、支援決定額を増額することはない。
- (5) 留学計画に変更があり、予定していた留学先が変更になった場合は、「留学計画変更届」（所定様式）を提出すること。なお、再審査により計画変更が承認されず、採用取り消しとなる場合がある。
- (6) 本学が提供する留学に関する他の給付型支援金（奨学金及び渡航費支援等）との併給は認めない。ただし、所属学部が独自に実施する海外留学支援は除く。
- (7) 本事業は九州大学基金支援助成事業について定めた『支援助成事業における重複申請等の取扱いについて』（平成25年5月9日基金企画委員会決定）の見直しについて（平成30年7月10日基金企画委員会決定）に基づき実施する。申請に当たっては、重複受給、連続採択の制限に該当しないか確認すること。
- (8) 本制度による支援は、学部在籍期間を通じ、同一人に対し1回のみとする。

#### 10. 問い合わせ先：

九州大学国際部留学課

E-mail：scholarship@jimu.kyushu-u.ac.jp

TEL：（ダイヤルイン）092-802-2271（内線）90-2271